

景観形成に向けた 本市の取り組みについて



都市景観基本計画・都市景観形成 の基本理念

小牧市都市景観審議会

●小牧市都市景観条例

第25条

市長の諮問に応じ、都市景観に関する事項を調査審議させるため、小牧市都市景観審議会を置く。

●過去5年間の都市計画審議会の開催状況および議案内容

H28	未開催		
H29	第1回	H29.8.30	会長の選出
			小牧市サイン計画及び同配置計画の見直しについて
	第2回	H30.1.30	小牧市サイン計画及び同配置計画の見直しについて
H30	未開催		
R1	第1回	R1.8.23	会長の選出
			景観形成に向けた本市の取り組みについて
R2	未開催		

都市景観基本計画策定の背景

まちづくりで重要視されるものの変化

⇒美しい街並みなどの良好な景観に関する人々の関心が高まる。

- ・ 経済性
- ・ 効率性
- ・ 物質的な豊かさ



- ・ 快適性
- ・ 心の豊かさ
- ・ 地域文化の尊重

急速な都市化進展の時代

急速な都市化の終焉

● 景観計画等につわる本市の動き

	市の動き	(参考) 国の動き
平成13年	小牧市都市景観条例・規則施行	
平成14年	大規模建築物等誘導基準策定（届出制度施行） 小牧市都市景観基本計画策定	
平成15年	都市景観形成重点区域指定	
平成16年		景観法施行
平成18年		美しい愛知づくり条例施行
平成19年		美しい愛知づくり景観資源の指定
平成26年	景観基本計画改訂版策定	

小牧市の都市景観形成の基本理念

将来都市像を踏まえ、都市景観形成の基本理念を下記のとおり設定。

「人と緑 かがやく創造のまち」

- 小牧のシンボルである小牧山の景観を守り、活かす
- 生き生きとした都市の顔となる景観をつくる
- 過去より受け継ぎ、未来へ継承すべき小牧の緑・歴史の景観を守り、活かす
- 親しみや緑豊かでやすらぎを感じる景観を守り、育てる

景観形成に向けた 本市の取り組み

都市景観形成重点区域（やすらぎみち）

●目的

小牧駅前線の一部区間を市のシンボルロードとして位置づけ、小牧山周辺の区間および沿道部を都市景観形成重点区域（やすらぎみち）として指定、小牧山への視線軸（眺望）を守り育む、歴史的趣と調和した街並づくりを進める。

●整備内容

- ・電線類を地中化、舗装材や街路等を歴史的趣と調和したものにする
- ・ゆとりのある歩道幅員とし、景観的に優れ歩きやすい舗装材を用いる等、魅力的な歩行者空間を創出。
- ・歩道内にベンチ等のストリートファニチャーを設置し、ふれあいの場としても利用できるように道路整備



都市景観形成重点区域（やすらぎみち）

●整備基準（まちづくりルール）

緑により連担した歴史的趣のある街並みをつくるため、民有空間も含めた整備基準（まちづくりルール）を設定

●届出が必要となる行為

- 建築物の新築、増築、改築、移転、除却、大規模な模様替えまたは外壁面の色彩の変更
- 工作物の新設、増設、改造、移設、除却、大規模な模様替えまたは外観の色彩の変更
- 広告物の表示、移転もしくはその内容の変更 等

直近3年間の届出実績 ※R3年度は参考（10.1現在）

	H30	R1	R2	R3（※）
届出件数	1件	2件	—	—
（うち建築物）	1件	1件	—	—
（うち工作物）	—	—	—	—
（うち広告物）	—	1件	—	—

景観団体の認定（R2.6.12認定）

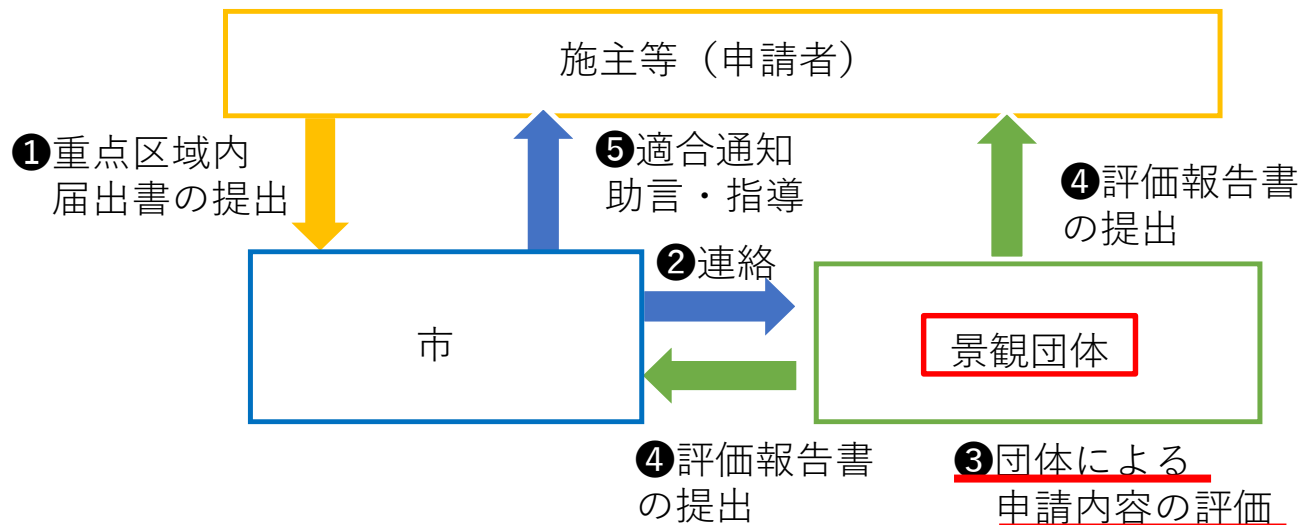
●団体名

都市景観形成重点地域の景観を守る会
（通称：やすらぎみちの景観を守る会）

●活動内容

やすらぎみちにおける、建築物の新築等の届出が必要となる行為の届出について、小牧市都市景観基本計画の観点等から都市景観形成重点地域の維持・改善に資する行為であるか評価・判定を行う

●流れ



大規模建築物等の届出

- 都市景観の形成に大きく影響を及ぼす大規模な建築物等の物件を適切に指導し、都市景観の形成を図る。

【適用区域】市内全域（やすらぎみち区域内を除く）

- ・建築物

高さが20m超または延べ面積が2,000㎡超の建築物

- ・工作物

地上からの高さが20m超または2,000㎡超の敷地に設置される工作物

- ・広告物

高さが10m超または表示面積50㎡超の広告物および掲出物件

直近3年間の届出実績

※R3年度は参考（10.1現在）

	H30	R1	R2	R3（※）
届出件数	22件	25件	25件	6件
（うち建築物）	14件	14件	17件	1件
（うち工作物）	12件	17件	18件	6件
（うち広告物）	1件	3件	5件	0件

屋外広告物の設置・更新の許可

- 無秩序な広告物の設置による景観への悪影響を防ぐため、設置できる場所や面積について屋外広告物法および愛知県屋外広告物条例にて規定。
- 適法な屋外広告物の設置のための計画段階からの事前審査、相談等を積極的に行っている。

直近 3 年間の許可実績 ※R3年度は参考（10.1現在）

	H30	R1	R2	R3（※）
新規申請	107件	91件	57件	61件
変更申請	36件	32件	14件	25件
更新申請	277件	364件	318件	146件
計	420件	487件	389件	232件

● 近年の取組事項

未更新案件の更新の案内を強化

R2 年度末 **6**件 → R3 年度（10.1 時点） **1**件

違反簡易広告物の除却

- 禁止物件（信号、電柱、ガードレール 等）に掲出された違反簡易広告物（はり紙、はり札、立て看板）を除却。
 - ・ はり紙 ⇒ 禁止物件に掲出されているもの
 - ・ はり札、立看板 ⇒ 禁止物件に掲出され、放置されていることが明らかなもの



- 市民レポートシステム「まちレポこまき」により情報提供された違反広告物を除却。（R3.5月運用開始）

令和3年度 情報提供件数：4件（10.1現在）
除却件数：2件



小牧市サイン計画およびサイン配置計画

公共サインを体系化し整備等を行うための計画。

⇒市のアイデンティティを表現した統一的なデザインの導入



H11	サイン計画 策定
H12	サイン配置計画 策定
H19	サイン配置計画 改定
H29	サイン計画、サイン配置計画 改定

- R2 中心市街地周辺整備（こども未来館、新図書館等）に対応のため、2基の新設、既設の張替え等の整備。

違反簡易広告物除却ボランティアの協働事業化（R2.4開始）

屋外広告物法違反の簡易広告物の除却作業を協働事業化。

⇒市民活動団体に除却権限を委任することで、

市民自らが美しいまちづくりに参画できる制度づくり。

H30年度 事業提案（2団体が応募）

R元年度 事業化可否の審議（8/12ヒアリング実施済み）

R2年度 協働事業の実施（1団体）

令和2年度以降の実績 ※R3年度は参考（10.1現在）

	R2	R3（※）
はり紙・はり札	16枚	9枚

小牧駅西線の無電柱化及び歩行者専用道路の再整備

新図書館および駅周辺の整備に併せ、（都）小牧駅西線の無電柱化および歩専1号線の再整備を実施。



駅西公園の整備

地域住民のみならず、来訪者が集い・滞在し・交流できる空間を提供し、中心市街地において「歩きたくなる」まちの形成等を図るため、芝生広場を中心とした公園を整備する。



※整備イメージ